

大村市水道局 危機管理計画

平成24年7月改定
大村市水道局

目次

| | |
|--------------------------|----|
| 1 目的 | 2 |
| 2 基本方針 | 2 |
| 3 関係する危機 | 2 |
| 4 事前の予防対策 | 5 |
| 5 平常時の体制 | 6 |
| 6 危機想定における職員の招集等 | 6 |
| 7 危機発生時の対応 | 9 |
| 8 事後の対策 | 10 |
| (参考) | |
| 大村市水道局災害等対策本部設置要綱 | 11 |
| 別表 1 水道局災害等対策本部体制 | 13 |
| 別表 2 本部の役割及び災害復旧対策の各担当業務 | 14 |
| 別表 3 災害等緊急時連絡体制 | 16 |
| 別表 4 業務課緊急時連絡体制 | 17 |
| 別表 5 水道課緊急時連絡体制 | 18 |
| 別表 6 浄水課緊急時連絡体制 | 19 |
| 別表 7 下水道課・下水道施設課緊急時連絡体制 | 20 |
| 別表 8 配備編成体制表 | 21 |

大村市水道局危機管理計画

1 目的

大村市水道局危機管理計画(以下「計画」という。)は、大村市地域防災計画書に基づき、水道局が所管する事業における、市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じる恐れがある災害、事故その他の緊急の事態(以下「危機」という。)に迅速かつ的確に対応し、被害の発生防止及び軽減を図り、市民の生命、身体又は財産を保護することを目的とする。

2 基本方針

水道事業及び下水道事業は市民生活をはじめ社会活動を支える重要なライフラインを管理運営する事業であることから、多様な危機を未然に防止し、危機発生時に迅速かつ最も実効性のある対応体制を構築し、上下水道事業に携わる者として、平常時からの危機管理に係る役割と責任の自覚を図ることを基本方針とするものである。

3 関係する危機

(1) 危機の想定は表1の、危機の分類は表2のとおりとする。

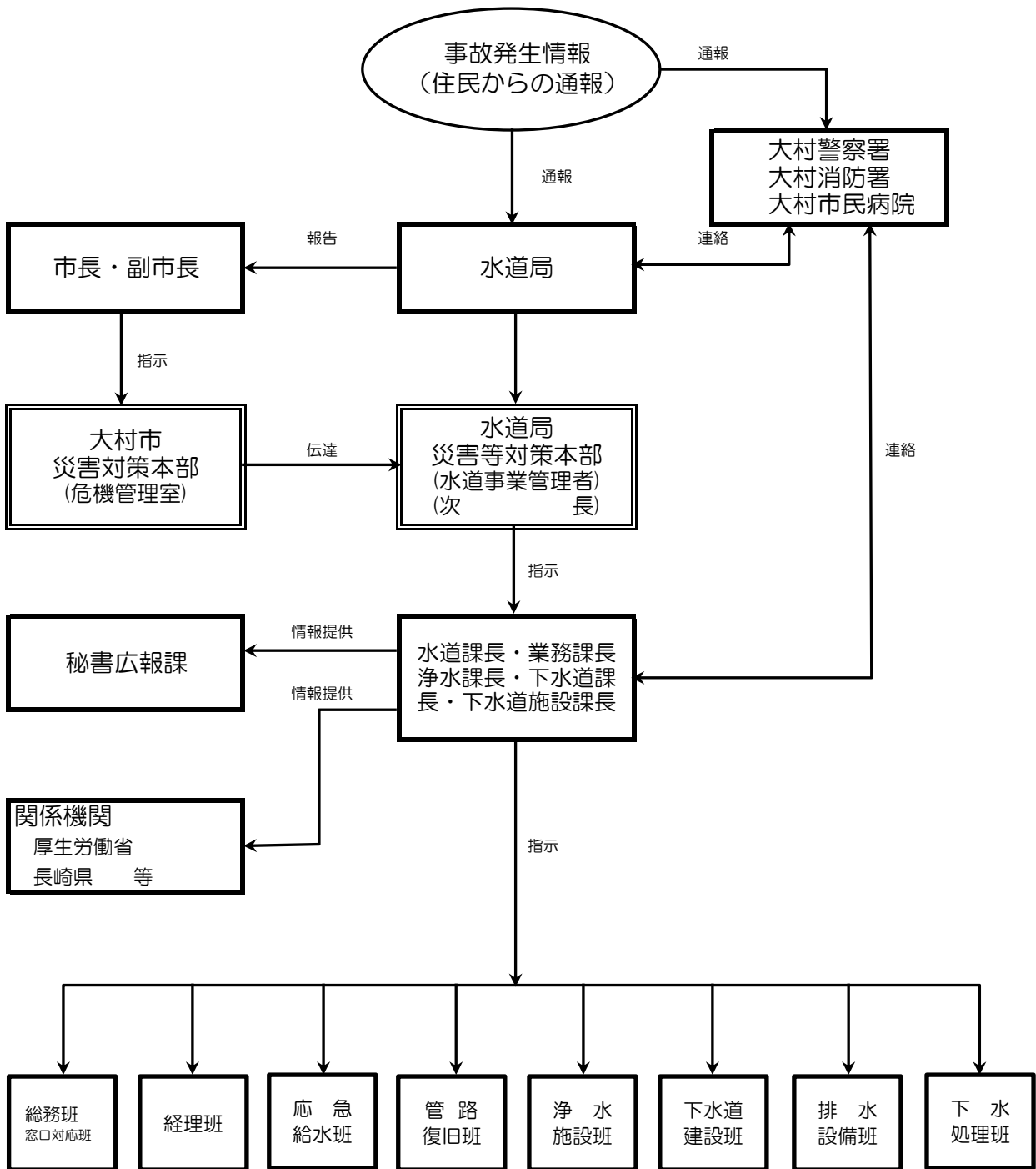
表1 危機の想定

| 種 類 | 対 象 |
|-------|--|
| 自然災害 | 災害対策基本法に基づく大村市地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)に規定する災害警戒本部、災害対策本部、の設置が必要である災害 1 地震、風水害等の自然災害 2 大規模な事故等 |
| 人為的災害 | 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)に基づく国民の保護に関する計画(以下「国民保護計画」という。)に規定する対策本部の設置が必要である事態 1 武力攻撃事態等 2 緊急処理事態(大規模なテロ等) |
| その他災害 | 危機のうち、自然災害及び人為的災害に該当しない災害、事故その他の緊急の事態 |

表2 危機の分類

| 種類 | 区分 | 事 象 | |
|-------|--------|--|-------------------------------------|
| 自然災害 | 自然災害 | 1 | 地震、風水害、土砂災害等 |
| | 大規模な事故 | 2 | 航空、鉄道、危険物等、広域停電事故等 |
| 人為的災害 | 武力攻撃等 | 3 | ミサイルによる攻撃等 |
| | 緊急対処 | 4 | 浄水施設、下水道施設などを標的とした大規模なテロ等 |
| その他災害 | 水質事故 | 5 | 原水の水質異常 |
| | | 6 | 浄水処理、下水処理における水質異常 |
| | | 7 | 配水及び給水における水質異常 処理場における流入及び放流水質異常 |
| | 施設事故 | 8 | 基幹管路の事故等による断水・濁水等 |
| | | 9 | 下水道管路施設の機能阻害事故及び機能不全 |
| | | 10 | 下水処理施設への化学物質や危険物等の流入による事故 |
| | | 11 | 水道管・下水道管の異常を起因とする道路陥没 |
| | | 12 | 浄水場、配水池、貯水池、ポンプ所及び下水処理施設、ポンプ場等の異常事態 |
| | 異常渇水 | 13 | 少雨等による異常渇水 |
| | 浸水被害 | 14 | 台風又は集中豪雨による浸水 |
| | その他 | 15 | 水道管・下水道施設の施工中及び既施設管理中の事故 |
| 16 | | サイバーテロ（情報通信ネットワークの障害を含む。） | |
| 17 | | 化学物質、細菌、爆発物、乱射、放射性物質等によるテロ、野生生物による事故、イベント等での群衆流動事故等その他の事故等 | |

【事故発生時の初動対応・事故等対策本部の組織図（フロー図）】



(2) 危機レベルを次のとおりとする。

- ア) レベル1 危機の範囲及び市民への影響が比較的小さく、水道局における対応で措置できる場合(関係部局等がある場合においては、関係部局等と合同による対策本部体制を構築する必要がない場合を含む)
- イ) レベル2 危機の範囲及び市民への影響が比較的大きく、関係部局等と情報交換を行うなど連携して対応する必要がある場合
- ウ) レベル3 危機の範囲及び市民への影響が非常に大きく、市全庁体制により対応する必要がある場合

(3) 危機レベルの決定及び初動体制の確立

水道局次長は、危機の状況に応じ、速やかに危機レベルを決定するものとする。また、危機レベルに応じた初動体制の確立を図ること。

(4) 危機レベルの移行

水道局次長は、危機の状況の推移に応じ、速やかに危機レベルを移行するものとする。

4 事前の予防対策

平常時から、多様な危機を未然に防止するための対策を講じるものとする。

(1) 水道施設・設備の耐震化

経年劣化した浄水施設の更新、配水池の増強と緊急遮断弁の設置、配水幹線の相互連絡、老朽化した配水管の布設替、配水管に耐震性継手の採用、浄水場等の自家発電設備更新などの対策を実施し、水道施設危機の被災時における断水被害の軽減、応急給水及び応急復旧の迅速かつ円滑な実施、早期復旧を図るための施設整備を推進する。

(2) 下水道施設・設備の耐震化

経年劣化した下水道施設の更新、下水道管路の経年管の計画的な管内調査及び更新、下水処理施設の耐震性向上、2回線受電、配電設備のループ化、電気設備の地上化、場内配管のループ化等を実施する。

(3) 浸水対策

浸水被害の解消・軽減を図り安全で安心な生活環境を創ることを目的に、7年確率降雨(70mm/hr)の安全度を確保することを目標に雨水整備を推進し、浸水多発地域での浸水被害を早期に解消する。

緊急対策としては、梅雨入り前及び台風シーズン前に、雨水排水施設の巡視・点検を重点的に行う。

また、ポンプ能力及び貯留施設の能力を最大限活用できるように定期的な整備に努め、24時間監視及び緊急運転のできる体制を整える。

(4) 水源監視・施設警備

水源監視、上下水道施設警備の強化及び関係機関との連携を強化するとともに、情報収集に努める。

(5) 応急給水・応急復旧体制の整備

危機発生時において、応急給水及び施設の応急復旧が速やかに実施できるよう、局内体制の整備を図るとともに、関係機関・他都市との協力・連携体制の構築に努める。

(6) 情報セキュリティ対策

情報セキュリティ対策の強化及び関係機関との連携を強化するとともに、

情報収集に努める。

5 平常時の体制

(1) 危機発生時の水道局災害等対策本部体制及び各担当業務は、別表1及び別表2のとおりとする。

(2) 関係機関等との連絡

各課長は、所管する業務について、危機の想定、危機の分類に応じた関係機関の把握、連絡方法及び連絡必要事項の確認等を行い、明示する。

(3) 情報収集

業務課長は、危機を未然に防止するため日常業務を通じ予測される危機等に係る情報の収集に努め、当該情報の整理及び分析を行い危機の未然防止のために必要な措置を実施する。

(4) 訓練等の実施

危機発生時において、迅速かつ的確な現場対応能力の向上と関係機関との連携・強化を図るため防災訓練等を実施する。

ア) 大村市防災訓練

イ) 初動措置訓練及び情報収集・伝達訓練

ウ) 災害対策本部運用訓練

エ) 机上訓練

職員は、平常から大村市災害対策本部組織図の役割分担事務分掌表を確認するなどの机上訓練を行うものとする。

オ) 危機管理の役割と責任

職員は、上下水道事業に携わるプロとして、平常から危機管理に係る役割と責任の自覚を図るものとする。

(5) 情報提供

危機管理の施策について市民及び関係機関への情報提供を行い、危機を未然に防止し、被害を少なくするための協力を行うとともに、危機発生時に必要な災害用飲料水、生活雑用水の確保及び危機発生時の通報協力等を得るための積極的な広報に努めるものとする。

(6) マニュアルの整備

各課長は、所管する業務について危機の想定、危機の分類に応じた対策マニュアル等を整備するとともに、その内容については適宜、確認のうえ改訂するものとする。

この場合において、実践的かつ具体的な内容となるよう、必要に応じ、関係部署との連携を図るものとする。

6 危機想定における職員の招集等

(1) 配備の決定

水道事業管理者は、各種情報等によって災害が発生し、又は発生するおそれがあると判断した場合は、市長に報告し、その指示を受けるとともに配備区分を決定し、各課長へ通達するものとする。

配備区分

| 危機レベル | 配備区分 | 配備時期 | 各配備区分に基づく措置 |
|-------|------|-----------------------------------|---|
| レベル1 | 第1配備 | 災害発生のおそれがある場合、又は軽微な災害が発生した場合 | 各課長は状況に応じ必要な人員を速やかに各班につけ活動せしめるとともに他の班員は準備体制をなすこと。 |
| レベル2 | 第2配備 | 局地的な災害、又は相当な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合 | 各課長は、災害の状況に応じ必要な人員をすみやかに各班につけ活動せしめるとともに、他の班員は直ちに出勤し得る待機体制をなすこと。 |
| レベル3 | 第3配備 | 全域にわたる甚大な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合 | 各班全員は、直ちに担当班につき活動するとともに、全員すみやかに出勤すること。 |

※ 配備区分毎の配備編成体制は別表8-1から8-3を参照。

(2) 危機の分類ごとの配備体制

1. 自然災害が予想される場合

① 勤務時間中

次長は水道事業管理者との協議により、通常勤務体制から待機体制をとる。

② 休日及び勤務時間外

次長は水道課長との協議により、出勤体制をとる。

2. 地震が発生した場合

① 地震（震度4）発生

ア) 勤務時間中

第1配備要員は、各課に待機する。

イ) 休日及び勤務時間外

第1配備要員は、登庁する。

② 地震（震度5弱）発生

ア) 勤務時間中

第1、第2配備要員は、定められた部署につく。

イ) 休日及び勤務時間外

第1、第2配備要員は、登庁し定められた各課につく。

ウ) 甚大な被害が発生した場合

第3配備体制とする。

3. 人為的災害が予想される場合

① 勤務時間中

次長は水道事業管理者との協議により、通常勤務体制から待機体制をとる。

② 休日及び勤務時間外

次長は水道課長との協議により、出勤体制をとる。

4. その他災害が発生した場合

① 勤務時間中

次長は水道事業管理者との協議により、通常勤務体制から第1配備体制及び第2配備体制をとる。

② 休日及び勤務時間外

各課の課長、係長は災害発生時又は浄水場勤務者等から連絡を受けた場合は出勤し、必要に応じて災害等緊急連絡体制表で緊急招集する。

③ その他災害時の配備基準

その他の災害が発生した場合の配備基準は以下のとおりとする。

その他災害時の配備基準

| 区分 | 配備基準 | | 備考 |
|---------------|-------|----------------------|----|
| 水質事故 | 第1 配備 | 水源地異常通報 | |
| | 第2 配備 | 取水停止 | |
| | 第3 配備 | 配水水質の異常 | |
| 浄水場内施設事故 | 第1 配備 | 3時間未満復旧 | |
| | 第2 配備 | 6時間未満復旧 | |
| | 第3 配備 | 12時間未満復旧 | |
| 管路施設事故 | 第1 配備 | 配水管事故 (φ100以下) | |
| | 第2 配備 | 導・送・配水管事故 (φ150~300) | |
| | 第3 配備 | 導・送・配水管事故 (φ350以上) | |
| 異常濁水 | 第1 配備 | 市濁水対策本部設置 | |
| | 第2 配備 | 大口使用者水量制限 | |
| | 第3 配備 | 給水制限 | |
| 浸水被害 (風水害) | 第1 配備 | 市災害対策本部設置 | |
| | 第2 配備 | 停電 | |
| | 第3 配備 | 取水、配水施設損壊 | |

※ 配備区分毎の配備編成体制は別表8-1から8-3を参照。

ア) その他災害における水質事故、浄水場内施設事故及び風水害については大村市水道局危機管理マニュアル（H18浄水課版）、異常濁水対応については大村市水道局濁水対策マニュアル（H20）に基づく。

イ) 管路施設事故における措置

(1) 復旧計画

被害を受けた水道基幹施設及び管路は、早急に復旧作業を実施し、給水機能の早期回復を図る必要がある。そのためには水道施設の被害状況、電力、通信、道路等の公共施設、その他の被災状況を迅速かつ的確に把握し、復旧計画を図る必要がある。

復旧計画は、収集した被災状況の情報を基に総合的な判断により、段階的に断水区域を解消しながら、施設及び管路の早期回復を図り、通常の給水を目指すものとする。

(2) 施設の復旧

- ① 水道施設の復旧を最優先とし、次に配水施設の復旧を行うものとする。
- ② 浄水施設の復旧は、機能を最小限で確保し、配水機能の早期回復を図る。

(3) 配水管路、給水管の復旧

- ① 配水管路の復旧は浄水場及び受水施設を起点として基幹管路から行う。
- ② 重要施設（病院、避難所、公共施設）は優先して復旧を行う。
- ③ 配水管網において給水の拠点となる箇所を選定し、応急給水班と連絡調整を図り、仮設給水を行う。

(4) 復旧工事

- ①水道施設の復旧工事は、復旧計画に基づき実施するものとする。
- ②緊急修理を必要とするもののうち、直営で修理出来るものは直営で行う。
- ③処理内容、復旧活動の経過は写真等において記録する。

7 危機発生時の対応

(1) 危機の認知

- ア) 各課長は危機が発生したと認めたときは、初動措置を講じるとともに管理者、次長、他課長に対し、当該危機の状況及び初動措置の内容を報告し、その後の指示を協議するものとする。
- イ) 職員は危機が発生したときは、課長の指揮に従い、当該危機に対処するための業務に従事する。
- ウ) 危機の発生の報告を受けた管理者は、当該危機の状況及び実施した対策の内容を市長に報告する。

(2) 職員の初動参集体制

- ア) 危機が発生したとき管理者は状況に応じ所属職員に非常招集を発し、非常勤務を命じる。その場合の活動体制は、大村市地域防災計画及び水道局危機管理計画の配備区分に基づき発令するものとする。
- イ) 招集の方法は、電話等による他あらかじめ定められた連絡体制（別表3-別表7）に基づき、状況に応じ適切な方法で行う。
- ウ) 職員の参集場所は原則として、職員が勤務する場所とするが、これが困難な場合は水道局本庁舎とする。この場合は、上司に報告するものとする。
- エ) 職員は非常招集を受けない場合においても、テレビ・ラジオ等の情報に注視し、危機の状況に応じ、上司と連絡を取るとともに、自宅待機又は自発的に参集するものとする。

(3) 対策本部の設置

危機の想定及び危機のレベルに応じて、水道局災害等対策本部設置要綱により水道局災害等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(4) 対応方針の決定

対策本部長は、速やかに対応方針を決定し、対策を実施するとともに、関係機関へ連絡する。

(5) 役割分担

各課の役割分担は、大村市地域防災計画及び水道局危機管理計画の事務分掌表に基づくものとする。

(6) 情報の収集及び伝達

- ア) 発生した危機の情報は、「いつ、どこで、誰が、何を、どのように、なぜ」の「六何の原則」を基本に収集するものとするが、すべての情報が揃わなくても危機の状況の第1報は重要であることを認識すること。
また、発信元、発信者、発信時刻、取得手段等を明らかにするよう努めるものとする。
- イ) 所属長は、必要に応じ当該危機が発生した現場等へ職員を派遣するなど、情報の収集に努めるものとする。
- ウ) 情報の伝達は、情報入手後、速やかに行うことを原則とする。
- エ) 情報の伝達は、原則として、面談、電話、防災無線等の口頭による伝達とファクシミリ、電子メール等の文書による伝達とを併用して実施するものとする。

(7) 他都市への応援要請

危機の状況に応じ対策本部長は、他都市に対し、被害状況その他応援に必要な情報等を連絡し、緊急的な応援を要請する。

(8) 民間への協力要請

危機の状況に応じ対策本部長は、災害時における応急対策の協力に関する協定書等に基づき民間への迅速な復旧作業の協力を要請する。

(9) 報告

実施した対策の報告を受けた管理者は、当該危機の状況及び実施した対策の内容を市長に報告する。

(10) 広報

市民に対しては、報道機関の協力を得て情報提供を行うと同時に飲料水などの確保、下水道の使用制限等について、巡回広報を行うものとする。

また、危機発生時において危機のレベルに応じ、必要な広報手段を用いて市民に正確かつ適切な情報を提供するように努める。

8 事後の対策

(1) 危機の収束

実施した対策が市民の安全を確保し、ライフラインの安定が得られたことを確認したときは、対策本部を設置した場合は本部長が危機の収束を宣言する。

(2) 危機収束後の対策

次に掲げるところにより、市民生活の早期安定及び都市機能の円滑な回復並びに再発防止の措置を講じるものとする。

ア) 危機により生じた市民の不安の解消及び安心の回復に努める。

イ) 施設に被害が生じた場合は関係機関等と連携し、早急に復旧に努める。

ウ) 危機の対応状況等の記録に努める。

エ) 危機の収束後、発生した危機対応状況等について検証を行い、再発防止措置を講じる。

大村市水道局災害等対策本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大村市水道局災害等対策本部（以下「対策本部」という。）の設置に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 水道局が所管する事業に関する災害等危機が発生したとき、その対策及び連絡調整を円滑に行うため、管理者が対策本部を設置する。

(所掌事務)

第3条 対策本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 対応方針の決定と対策の実施
- (2) 情報の収集、整理及び分析
- (3) 危機への対応に関する関係局等との総合調整
- (4) 関係機関との連絡調整
- (5) 市民への情報提供
- (6) 報道機関への対応
- (7) その他本部長が必要と認める事項

(組織等)

第4条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、管理者をもって充て、対策本部を統括する。
- 3 副本部長は、次長をもって充てる。
- 4 副本部長は、本部長に事故があるとき、その職務を代理する。この場合において、代理の順序は業務課長次いで水道課長とする。
- 5 本部員は、各課長及び本部長が指名する職員をもって構成する。

(会議)

第5条 対策本部の会議（以下「本部会議」という。）は、本部長が必要があると認めるときは、随時召集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を本部会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(関係者会議)

第6条 対策本部会議に付議する事案その他必要な事項の調整を行うため、本部に関係者会議を置く。

- 2 関係者会議は、水道局職員のうちから、本部長が必要と認める者をもって構成する。

(庶務)

第7条 対策本部の庶務は、業務課において行う。

(その他)

第8条 この要綱で定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

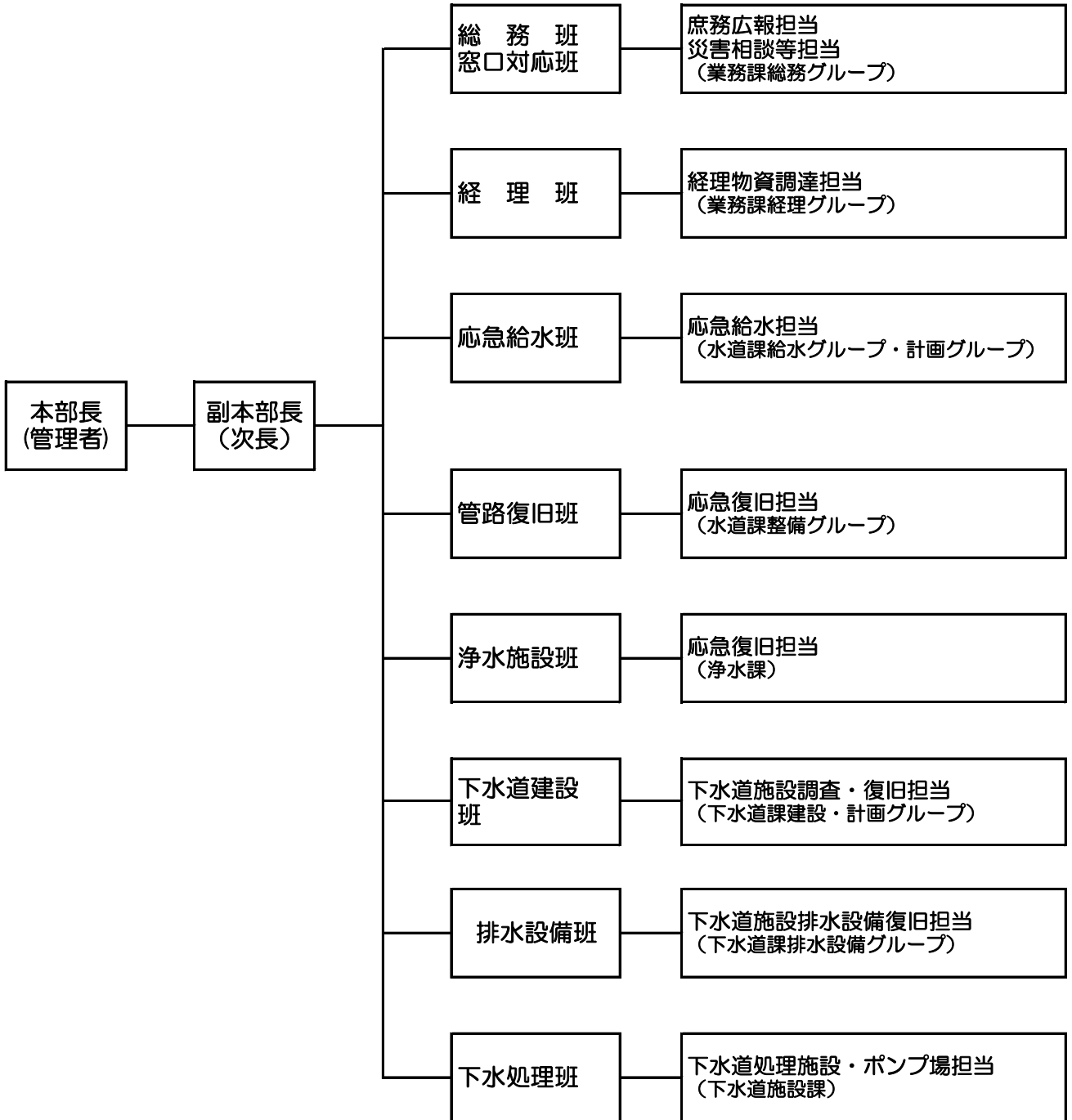
附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

水道局災害等対策本部体制



別表 2

本部の役割及び災害復旧対策の各担当業務

1. 本部の役割

- ①本部集合者等の指揮・監督
 - ・集合人員の把握
 - ・被害状況調査
 - ・復旧体制準備作業指示
- ②被害状況調査収集分析
- ③関係機関との連絡、情報収集
- ④配水停止及び開始の決定
- ⑤下水道施設使用制限及び制限解除の決定
- ⑥災害復旧の指揮監督

2. 総務班・窓口対応班

- ①災害時における情報収集並びに災害対策本部との連絡及び各担当の総合調整
- ②関係機関との連絡
- ③報道機関との対応
- ④庶務及び職員の労務管理
- ⑤大規模地震時、給水停止時、下水処理機能停止時、復旧活動時及び復旧完了時の広報
- ⑥被災・復旧の記録
- ⑦問い合わせ及び苦情受付対応
- ⑧被災等相談対応
- ⑨応援者、来訪者対応
- ⑩被害状況の調査及び把握
- ⑪復旧対策の指導（応援者含む）

3. 経理班

- ①復旧資機材及び工具の在庫管理、調達
- ②応急給水資材の調達
- ③応急・救急物資等の調達（救急用品、飲料水、仮設トイレの調達等）
- ④車両及び燃料等の調達・管理

4. 応急給水班

- ①応急給水計画の策定
- ②応急給水（運搬給水、拠点給水、仮設給水）

5. 管路復旧班

- ①応急復旧計画の策定
- ②管路応急復旧

6. 浄水施設班

- ①浄水施設の復旧
- ②受水・送水調整
- ③水質管理（原水の水質保全・水質検査）

7. 下水道建設班

- ①下水道施設の被災状況調査等の情報収集
- ②下水道施設の復旧

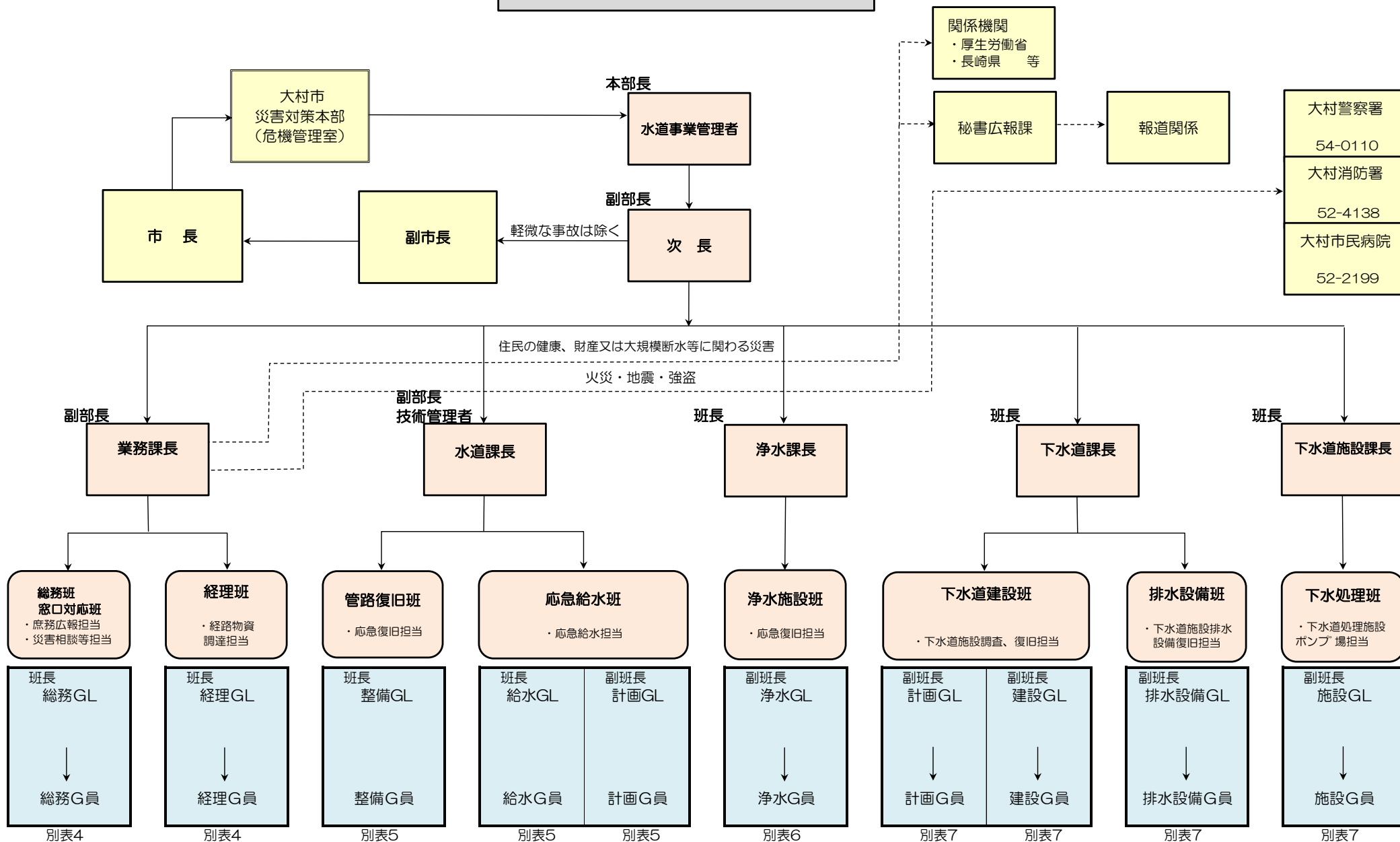
8. 下水道排水設備班

- ①排水設備の被災状況調査等の情報収集
- ②排水設備の復旧

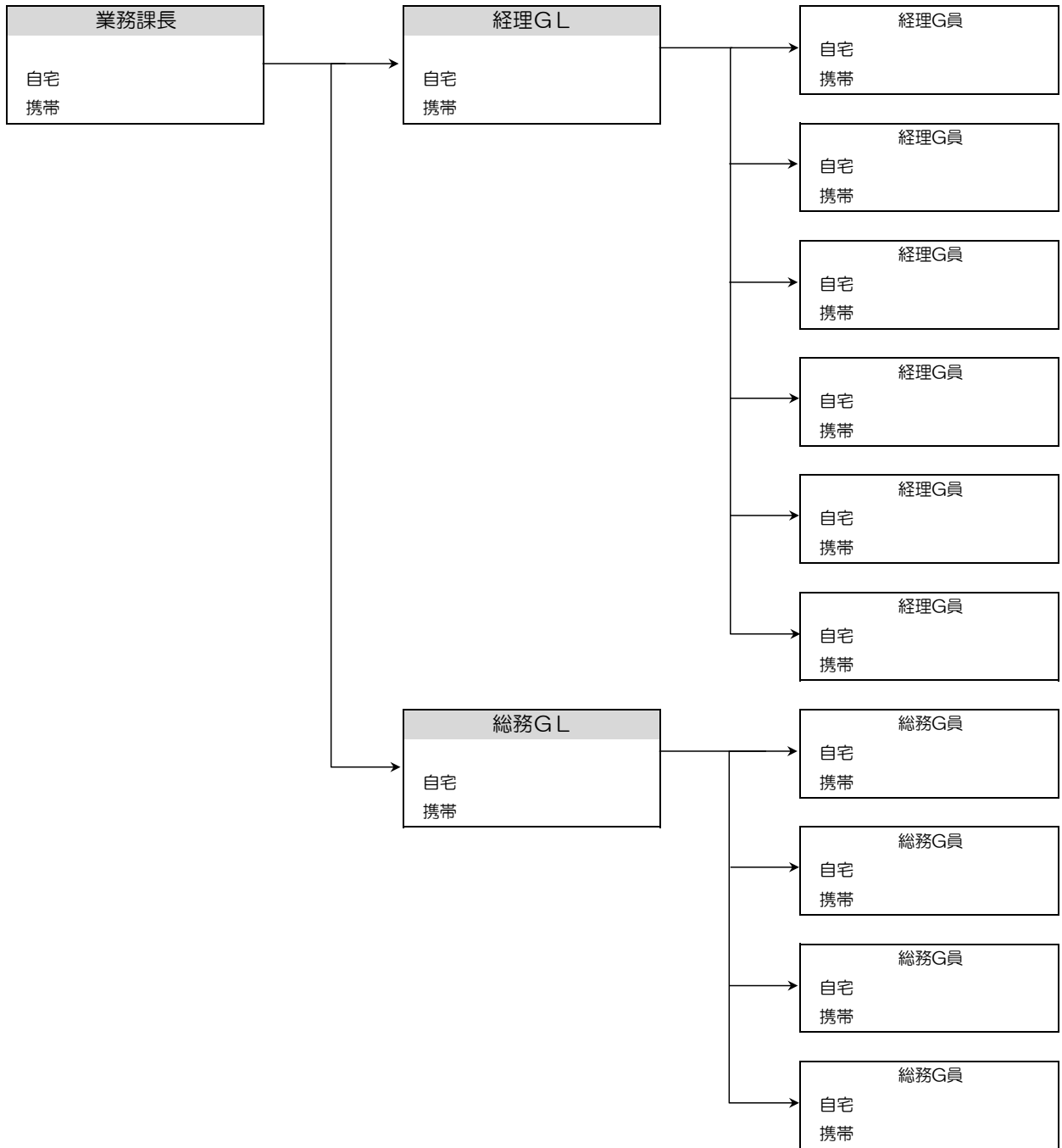
9. 下水処理班

- ①浄水管理センター、集落排水処理施設及び汚水・雨水ポンプ場の復旧
- ②水処理・汚泥処理の運転調整
- ③水質管理（放流水の水質保全・水質検査）

災害等緊急時連絡体制

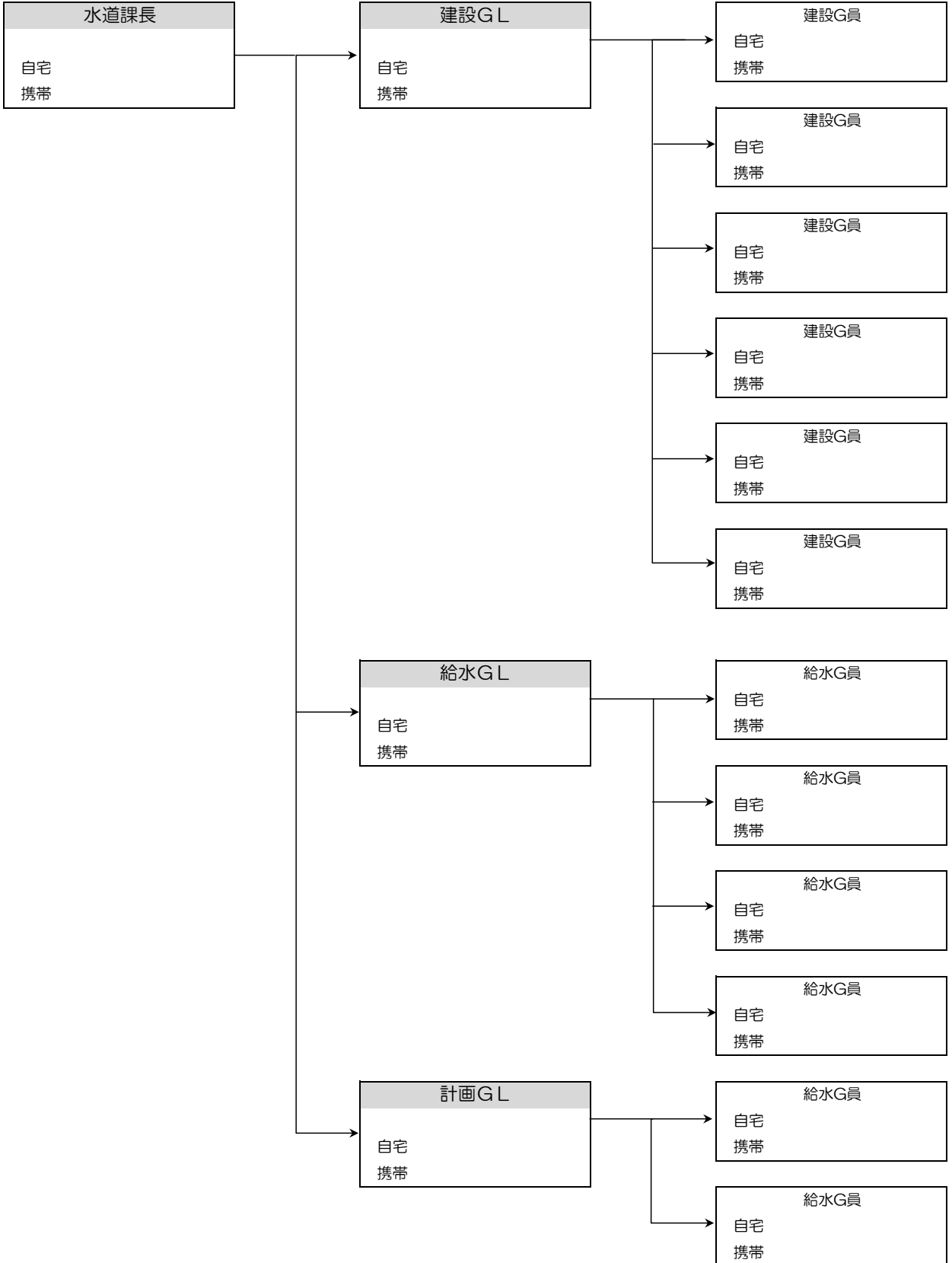


業務課 緊急時連絡体制

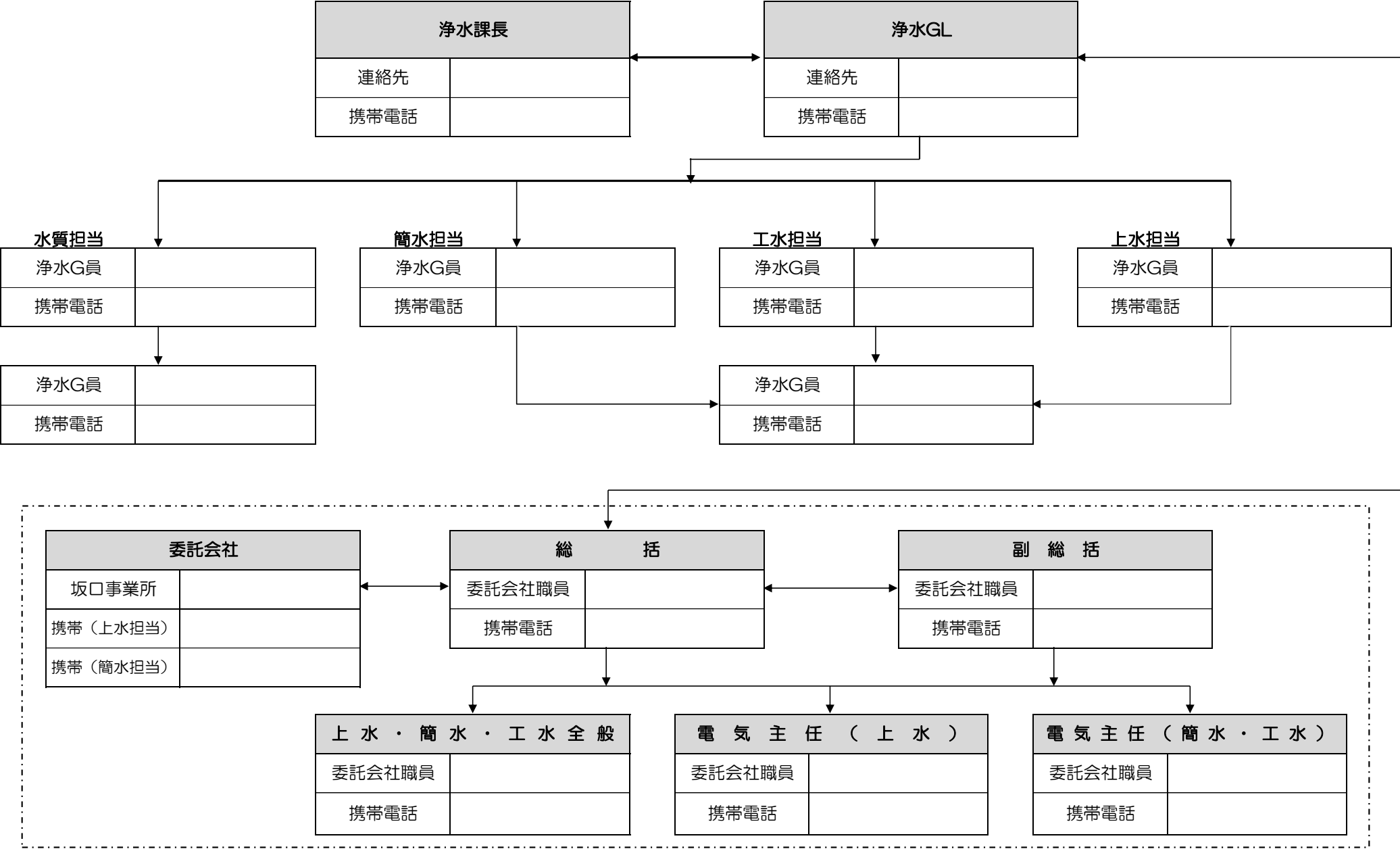


水道課 緊急時連絡体制

技術管理者

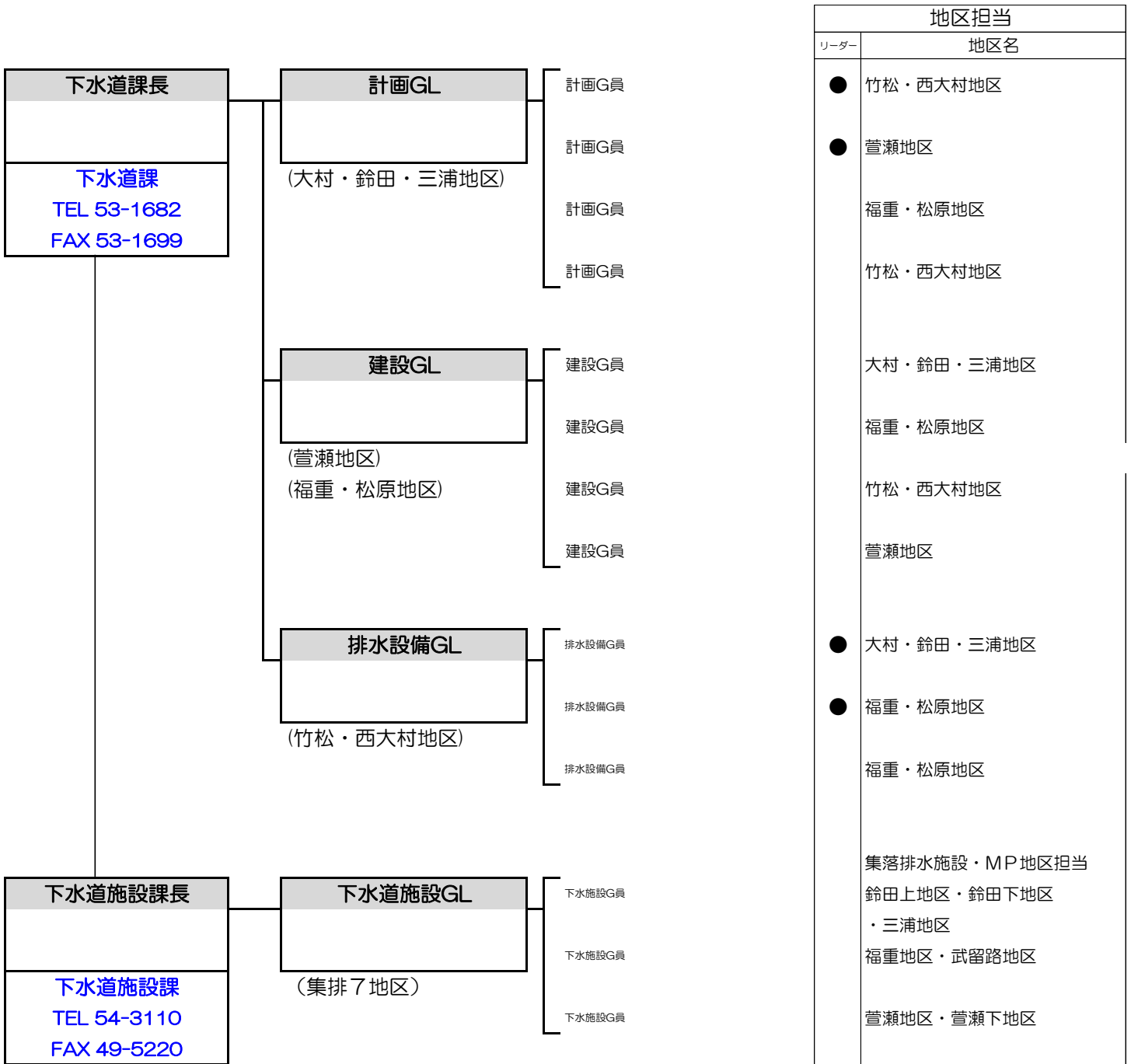


浄水課 緊急時連絡体制



下水道課・下水道施設課緊急連絡体制

別表 7



| 委託業者 | 電話番号 | | 備考 |
|-------------|------------------------------------|---------|----------------------------|
| 委託業者1 | 代表 緊急用 | | 浄水管理センター、各ポンプ場及び農業集落排水7処理場 |
| 委託業者2 | 代表 緊急用1 緊急用2 緊急用3 緊急用4 | | 農集（三浦を除く6地区） |
| 委託業者3 | 代表 緊急用 | | 農集（三浦地区） |
| 大村市給水工事センター | 代表 | 54-3169 | 排水設備の異常 |

配備編成体制表

休日及び勤務時間外に災害等が発生した場合は下記により緊急招集する。

1. 第1 配備体制

| | 職名 | 氏名 | 連絡先 | 備考 |
|----|----------|----|-----|-------------------|
| 1 | 水道事業管理者 | | | 部長 |
| 2 | 水道局次長 | | | 副部長 |
| 3 | 水道課長 | | | 副部長 |
| 4 | 業務課長 | | | 副部長 |
| 5 | 浄水課長 | | | 浄水施設班 班長 |
| 6 | 下水道課長 | | | 下水道建設班 班長 |
| 7 | 下水道施設課長 | | | 下水処理班 班長 |
| 8 | 業務課係長 | | | 総務班 班長 総務GL |
| 9 | 業務課職員 | | | 総務班 副班長 総務G員 |
| 10 | 業務課職員 | | | 総務班 総務G員 |
| 11 | 業務課係長 | | | 経理班 班長 経理GL |
| 12 | 業務課職員 | | | 経理班 副班長 経理G員 |
| 13 | 水道課係長 | | | 応急給水班 班長 給水GL |
| 14 | 水道課係長 | | | 応急給水班 副班長 計画GL |
| 15 | 水道課係長 | | | 管路復旧班 班長 整備GL |
| 16 | 水道課係員 | | | 管路復旧班 副班長 整備G員 |
| 17 | 浄水課係長 | | | 浄水施設班 副班長 浄水GL |
| 18 | 下水道課係長 | | | 下水道建設班 副班長 計画GL |
| 19 | 下水道課係長 | | | 下水道建設班 副班長 建設GL |
| 20 | 下水道課係長 | | | 排水設備班 副班長 排水設備GL |
| 21 | 下水道施設課係長 | | | 下水処理班 副班長 下水道施設GL |

2. 第2配備体制（第1配備体制に以下の職員を追加する）

| | 職名 | 氏名 | 連絡先 | 備考 |
|----|----------|----|-----|---------------|
| 1 | 業務課職員 | | | 総務班 総務G員 |
| 2 | 業務課職員 | | | 総務班 総務G員 |
| 3 | 業務課職員 | | | 経理班 経理G員 |
| 4 | 水道課職員 | | | 応急給水班 給水G員 |
| 5 | 水道課職員 | | | 応急給水班 給水G員 |
| 6 | 水道課職員 | | | 応急給水班 計画G員 |
| 7 | 水道課職員 | | | 管路復旧班 建設G員 |
| 8 | 水道課職員 | | | 管路復旧班 建設G員 |
| 9 | 浄水課職員 | | | 浄水施設班 浄水G員 |
| 10 | 浄水課職員 | | | 浄水施設班 浄水G員 |
| 11 | 浄水課職員 | | | 浄水施設班 浄水G員 |
| 12 | 浄水課職員 | | | 浄水施設班 浄水G員 |
| 13 | 下水道課職員 | | | 下水道建設班 計画G員 |
| 14 | 下水道課職員 | | | 下水道建設班 計画G員 |
| 15 | 下水道課職員 | | | 下水道建設班 計画G員 |
| 16 | 下水道課職員 | | | 下水道建設班 建設G員 |
| 17 | 下水道課職員 | | | 下水道建設班 建設G員 |
| 18 | 下水道課職員 | | | 排水設備班 排水設備G員 |
| 19 | 下水道課職員 | | | 排水設備班 排水設備G員 |
| 20 | 下水道施設課職員 | | | 下水処理班 下水道施設G員 |
| 21 | 下水道施設課職員 | | | 下水処理班 下水道施設G員 |

3. 第3配備体制（第2配備体制に以下の職員を追加する）

| | 職名 | 氏名 | 連絡先 | 備考 |
|----|----------|----|-----|---------------|
| 1 | 業務課職員 | | | 経理班 経理G員 |
| 2 | 業務課職員 | | | 経理班 経理G員 |
| 3 | 業務課職員 | | | 経理班 経理G員 |
| 4 | 業務課職員 | | | 経理班 経理G員 |
| 5 | 水道課職員 | | | 応急給水班 給水G員 |
| 6 | 水道課職員 | | | 応急給水班 給水G員 |
| 7 | 水道課職員 | | | 応急給水班 計画G員 |
| 8 | 水道課職員 | | | 管路復旧班 建設G員 |
| 9 | 水道課職員 | | | 管路復旧班 建設G員 |
| 10 | 水道課職員 | | | 管路復旧班 建設G員 |
| 11 | 浄水課職員 | | | 浄水施設班 浄水G員 |
| 12 | 浄水課職員 | | | 浄水施設班 浄水G員 |
| 13 | 下水道課職員 | | | 下水道建設班 計画G員 |
| 14 | 下水道課職員 | | | 下水道建設班 建設G員 |
| 15 | 下水道課職員 | | | 下水道建設班 建設G員 |
| 16 | 下水道課職員 | | | 排水設備班 排水設備G員 |
| 17 | 下水道施設課職員 | | | 下水処理班 下水道施設G員 |